

虐待する人も助けを求めています

高齢者虐待には、介護する人の孤立、今までの関係性や金銭問題など、複雑な背景があります。虐待をする人も、介護により心身ともに疲れ果て、支援を求めているのかもしれません。

高齢者を支える家族には、介護の労をねぎらうことを忘れずに声を掛け合い、地域内での孤立を防ぎましょう。

がんばりすぎない介護をしましょう

介護をしている人の苦労は大変なものです。一人で抱え込まず、がんばりすぎないことが介護を続けていく秘訣です。

ストレスをためないために

- つらくなったら、遠慮せずに周囲の人や関係機関に相談する
- 正しい介護の知識を身につけ、高齢者・介護者ともに無理がないようにする
- 介護負担軽減を目的に通所や短期入所などの介護サービスを利用する
(担当ケアマネジャーに相談)

高齢者虐待に関する相談窓口はこちら（通報者の情報は守られます）

通報の前に相談したいときの相談先

- 礼文町社会福祉協議会（担当ケアマネジャー） TEL：86-2003
- 特別養護老人ホーム礼宝園 TEL：86-2200
- 北海道高齢者総合相談・虐待防止センター TEL：011-251-2525
- 弁護士法人 道北法律事務所 旭川事務所：0166-76-4817
名寄事務所：01654-8-7080
- 医師 → かかりつけ医へご相談ください

通報先

- 礼文町地域包括支援センター
(役場内)

TEL：86-1001



安心のまちづくりのため、私たちができること

高齢者を虐待から守りましょう



「高齢者虐待」は、介護負担や介護方法がわからないため、無意識のうちに虐待をしていることもあり、どの家庭にも起こりうる身近な問題です。

高齢者や介護者が孤立しないよう地域ぐるみで見守り、高齢者虐待を早期発見・防止することができるよう、このリーフレットを作成しました。

「おや？」と思ったら、相談窓口までご相談ください。

Q. 高齢者虐待とは、どのような行為をいうのでしょうか？

A. 高齢者虐待防止法では、虐待を以下の5つに分類しています。

《高齢者虐待防止法による5つの分類》

①身体的虐待 身体に傷や痣（あざ）、痛みを与えるような行為や、意図的に部屋に閉じ込めたりベッドに縛り付けたりするなどの行為。

②心理的虐待 脅しや侮辱、威圧的態度、無視などによって精神的・情緒的に苦痛を与えるなどの行為。

③性的虐待 本人との間で合意形成されていないあらゆる形態の性的行為、またはその強要をするなどの行為。

④経済的虐待 本人の合意なしに財産や金銭を利用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限するなどの行為。

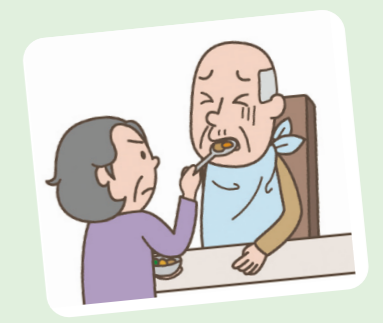
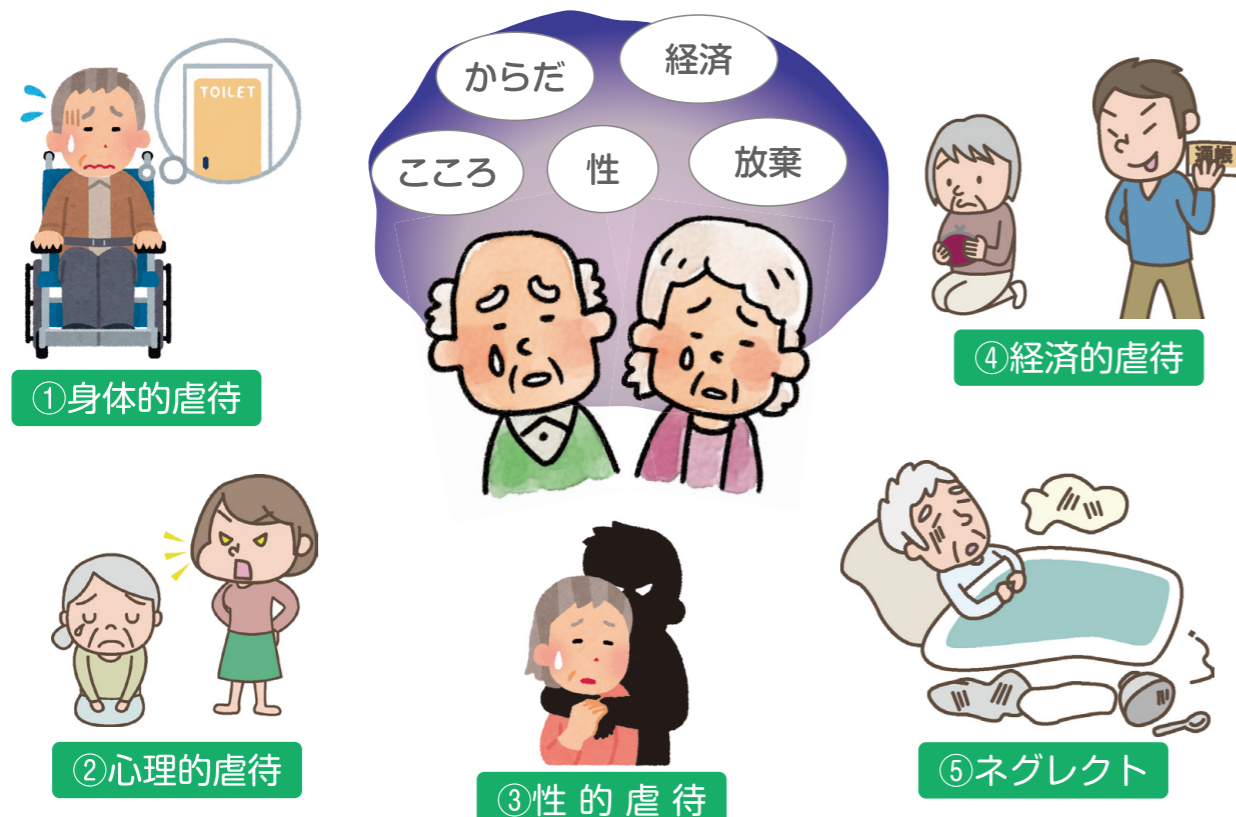
⑤介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるかないかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄・放任し、その結果、高齢者の生活環境や身体状況に悪影響を及ぼすなどの行為。

“気づき”があれば、虐待を早期発見・予防できるかもしれません！

～ あなたの身近にこんなことはありませんか ～

- ・ デイサービスなどで、高齢者が家族の愚痴をこぼしていませんか。
- ・ 入浴の際、身体に傷やあざを見つけることはありませんか。
- ・ 急に外出が少なくなった高齢者はいませんか。
- ・ 介護に疲れ、悩んでいる様子の家族はいませんか。
- ・ お金をとられたと心配している高齢者はいませんか。
- ・ 認知症のため、言動に混乱が見られる高齢者に、家族がイライラしたり、もどかしさを感じている様子はありませんか。
- ・ 町の保健・福祉の担当者とうの嫌う家族はいませんか。
- ・ 汚れた身なりのままで放置されている高齢者はいませんか。
- ・ 間違った介護を、正しいと信じ込んでいる家族はいませんか。



ためらわずに相談・通報を

高齢者虐待防止法では、国民が虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに「通報する責務」があります。また同時に、通報を受理した側にも、通報者を特定する情報について「守秘義務」が課せられています。

上記のように虐待が疑われるサインに気づいたら、ためらわずに相談窓口へ相談・通報をすることが、虐待の早期発見・予防につながります。